

## 経営体育成促進事業（継続）

【担い手育成農地集積資金融資枠 10,700(10,500)百万円】

【流動化指導支援事業 20(20)百万円】

### 対策のポイント

事業に係る農家負担分について無利子資金の貸付けを行い、基盤整備を契機とした担い手への利用集積を図ります。

また、基盤整備を実施する地区における担い手の育成等を推進するために、啓発普及活動等を実施します。

### （基盤整備とは）

基盤整備とは、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備することです。

- ・ 基盤整備の実施地区においては、農地を大規模な区画に整理し、所有者や耕作者を新たに決め直すことになるため、担い手への利用集積を促進する絶好の機会となり得ます。
- ・ 基盤整備を契機に、1年間に約1万haの担い手への農地の利用集積がなされています。

### 政策目標

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

### < 内容 >

#### 1. 担い手育成農地集積事業 【10,700(10,500)百万円】

貸付対象となる事業の完了時まで、担い手への農地の利用集積面積のシェアの増加、認定農業者の一定割合以上の増加等を要件に、無利子資金（担い手育成農地集積資金）を貸し付けます。

#### 貸付条件

償還期限：25年以内

据置期間：10年以内

貸付限度額：農家負担額の5/6以内（ただし事業費の10%以内）

#### 2. 流動化指導支援事業 【20(20)百万円】

土地改良区を行う土地利用調整活動の指導や、ハード事業地区における担い手の育成等を推進するための啓発普及等の業務を実施します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

[ 担当課：農村振興局整備部農地整備課（03-3502-6277（直）） ]